

# 岡崎市民間既存建築物吹付けアスベスト対策 補助制度のご案内

## その建物は、アスベスト対策お済みですか？

岡崎市では、建築物に吹付けられたアスベストの飛散による健康被害を  
予防し、生活環境の保全を図るため、建築物に吹付けられている建材のアス  
ベスト含有の有無の調査（分析調査）を行う建物所有者の方へ費用を補助します。

すでに、分析調査を行ったものは対象外です。

詳しくは、下記担当まで お気軽にご相談ください。

岡崎市 住環境政策課 住宅施策係

TEL:0564-23-6709 FAX:0564-23-7528

E-Mail:[jukankyo@city.okazaki.lg.jp](mailto:jukankyo@city.okazaki.lg.jp)

# 吹付けアスベスト対策補助制度の概要

## ■ 補助対象者

対象建築物の所有者（市税を滞納していない方に限ります。）またはマンション管理組合等の区分所有者の団体の代表者

※国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体は対象になりません。

## ■ 補助対象となる建築物

岡崎市内にある建築物で吹付けアスベスト等（※1）が施工されている可能性があるもの。

### ※1 吹付けアスベスト等の建材の例

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト等（吹付け仕上げ塗材、アスベスト成形板は補助の対象外）

## ■ 補助の内容

アスベスト(石綿)が施工されている可能性のある吹付け材の含有分析調査。

補助対象費用	補助金額
アスベスト分析調査(※2) に要する費用	対象費用の全額(※3) 上限25万円

※2 建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施

※3 対象費用に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。

## ■ 事前相談

補助を受けるには、補助対象範囲等を確認するため『事前相談』が必要です。相談の際は、本市指定様式の『事前相談書』に必要事項を記入のうえ、平面図・現況写真等を添付してください。（建築確認通知書、アスベスト分析調査結果報告書のある方は併せて添付してください。） 必要に応じ現地を確認する場合があります。

## ■ 補足事項

- ◇行おうとする調査において他の補助を受けていないものが対象です。
- ◇違反建築物は補助の対象となりません。
- ◇1物件1回のみ申請できるものとします。
- ◇交付申請は建築基準法施行令第1条第1項第1号の「敷地」単位とします。（用途上不可分の関係にある複数の建物は1物件とします。）
- ◇『補助金交付決定通知書』を受ける前に分析調査に着手することはできません。
- ◇調査については（財）日本建築センターが編集・発行の「改訂 既存建築物の吹付けアス

ベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」及び建設業労働災害防止協会作成の「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に準拠して適切かつ安全に行ってください。

◇消費税の確定申告をされている事業者については、補助金額を算定する際、補助対象費用に消費税相当分を含めない場合があります。

### ■ 補助を受けるには

『補助金交付申請書』に次の書類を添えて市に提出してください。

- 案内図、平面図（調査対象範囲を示す図）
- 区分所有建物の場合は、区分所有者の合意がある旨の書類
- 対象経費の見積書（採取、定性分析、定量分析に分けて明細を作成）
- 市税の完納を証する証明書
- 現況写真（建物の外観及び吹付け材施工箇所）
- 消費税仕入税額控除確認書（申請者が法人の場合）
- 役員名簿（申請者が法人の場合）

### ■ 調査が完了したら

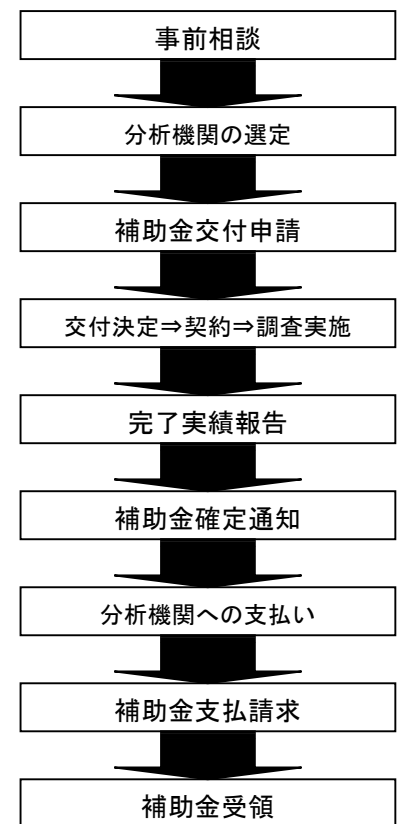
『完了実績報告書』に次の書類を添えて市に提出してください。

- ▶ 提出期限 完了から 30 日以内かつ令和 9 年 2 月 5 日（金）
- 分析調査の結果報告書
- 試料の採取状況が確認できる写真
- 調査を実施した建築物石綿含有建材調査者の登録証
- 調査に要した費用が分かるものの写し
- 領収書等の写し又は領収書と同等とみなすことができるもの

### ■ 補助金の支払請求をするときは

『補助金支払請求書』を市に提出してください。

#### 補助金交付までの流れ



〈令和 8 年度の受付期間〉（いずれも予算件数に達した時点で終了）

分析調査 令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 8 年 12 月 28 日（月）

※完了実績報告は令和 9 年 2 月 5 日（金）までに提出してください。

岡崎市 住環境政策課 住宅施策係

住所：岡崎市十王町二丁目 9 番地（岡崎市役所西庁舎 1 階）

TEL : 0564-23-6709 FAX : 0564-23-7582

E-Mail : [jukankyo@city.okazaki.lg.jp](mailto:jukankyo@city.okazaki.lg.jp)